

平成 28 年 3 月 31 日

相指名業者への下請負契約の制限について

契約検査課

地元業者の育成・保護を目的として、市発注の建設工事等における下請負業者については、できる限り市内業者へ発注するよう周知徹底を図っています。

併せて、相指名業者（同一工事に入札参加した者同士をいう。以下同じ。）への下請負については、建設業法において禁止する規定がなく、実務上、従来から相指名業者への下請負をしないように要請しています。

本市の入札制度は、一般競争入札（等級指定型、制限付き）が基本となり、相指名業者への下請負については、平成 28 年 4 月から指名競争入札においてのみ適用するものとします。

つきましては、元請負業者は、下請負契約及び下請代金支払いの適正化にあたり、適正な価格で請け負わせるとともに、下請代金は適正な期間内に支払う等、適切に取扱うよう周知徹底します。